

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後		改 正 前	
様式目次		様式目次	
様式一	利子等の支払調書合計表	様式一	利子等の支払調書合計表
様式二	国外公社債等の利子等の支払調書合計表	様式二	国外公社債等の利子等の支払調書合計表
様式三	配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書合計表	様式三	配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書合計表
様式四	国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書合計表	様式四	国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書合計表
様式五	投資信託等の収益の分配の支払調書合計表	様式五	投資信託等の収益の分配の支払調書合計表
様式六	自己の株式の取得等の場合の支払調書合計表	様式六	自己の株式の取得等の場合の支払調書合計表
	・		・
	・		・
	(省 略)		(同 左)
	・		・
	・		・
様式三十四	特定株式又は承継特定株式の異動状況に関する調書合計表	様式三十四	特定株式又は承継特定株式の異動状況に関する調書合計表
様式三十五	特定振替国債等に係る支払調書合計表	様式三十五	特定振替国債等に係る支払調書合計表
様式三十六	国外送金等調書合計表	様式三十六	国外送金等調書合計表
様式三十七	<u>先物取引</u> に関する調書合計表	様式三十七	<u>商品先物取引</u> に関する調書合計表
様式三十八	交付金銭等の支払調書合計表	様式三十八	交付金銭等の支払調書合計表
様式三十九	新株予約権の行使に関する調書合計表	様式三十九	新株予約権の行使に関する調書合計表
様式四十	特定口座年間取引報告書合計表	様式四十	特定口座年間取引報告書合計表

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>様式 一</p> <p>利子等の支払調書合計表 (様式省略)</p> <p>記載要領</p> <p>1 「支払件数(支払調書提出省略分を含む。)」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての利子等の支払件数を記載する。ただし、所得税法施行規則第82条第2項第2号の適用される普通預金、通常郵便貯金等の利子及び<u>所得税法第176条(信託財産に係る利子等の課税の特例)第1項、租税特別措置法第8条(金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)第1項若しくは第2項又は租税特別措置法第9条の4(特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例)</u>の規定によって源泉徴収の適用されない利子等は記載を要しない。</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>6 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第9条(非課税所得)第1項第2号、所得税法第9条の2(老人等の郵便貯金の利子所得の非課税)、所得税法第10条(老人等の少額預金の利子所得等の非課税)、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)、租税特別措置法第4条(老人等の少額公債の利子の非課税)第1項、租税特別措置法第4条の2(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)第1項及び租税特別措置法第4条の3(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)第1項の規定により非課税とされた利子等又は租税条約に基づき課税の免除を受けたものについて記載する。</p> <p>7・8 (省 略)</p>	<p>様式 一</p> <p>利子等の支払調書合計表 (同 左)</p> <p>記載要領</p> <p>1 「支払件数(支払調書提出省略分を含む。)」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての利子等の支払件数を記載する。ただし、所得税法施行規則第82条第2項第2号の適用される普通預金、通常郵便貯金等の利子及び租税特別措置法第8条(金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)の規定によって源泉徴収の適用されない利子等は記載を要しない。</p> <p>2～5 (同 左)</p> <p>6 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第9条(非課税所得)第1項第2号、所得税法第9条の2(老人等の郵便貯金の利子所得の非課税)、所得税法第10条(老人等の少額預金の利子所得等の非課税)、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託に係る非課税)、租税特別措置法第4条(老人等の少額公債の利子の非課税)第1項、租税特別措置法第4条の2(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)第1項及び租税特別措置法第4条の3(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)第1項の規定により非課税とされた利子等又は租税条約に基づき課税の免除を受けたものについて記載する。</p> <p>7・8 (同 左)</p>

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>様式 二</p> <p>国外公社債等の利子等の支払調書合計表 (様式省略)</p> <p>記載要領</p> <p>1 「支払件数(支払調書提出省略分を含む。)」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての利子等の支払件数を記載する。 <u>ただし、所得税法第176条(信託財産に係る利子等の課税の特例)第1項、租税特別措置法第8条(金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)第1項若しくは第2項又は租税特別措置法第9条の4(特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例)の規定によって源泉徴収の適用されない利子等は記載を要しない。</u></p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 「非課税分」欄には、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)の規定により非課税とされたものについて記載する。</p> <p>6・7 (省 略)</p>	<p>様式 二</p> <p>国外公社債等の利子等の支払調書合計表 (同 左)</p> <p>記載要領</p> <p>1 「支払件数(支払調書提出省略分を含む。)」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての利子等の支払件数を記載する。 <u>ただし、租税特別措置法第8条(金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)の規定によって源泉徴収の適用されない利子等は記載を要しない。</u></p> <p>2～4 (同 左)</p> <p>5 「非課税分」欄には、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託に係る非課税)の規定により非課税とされたものについて記載する。</p> <p>6・7 (同 左)</p>

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後
<p>様式 三</p> <p style="text-align: center;">配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書合計表 (様式省略)</p> <p>記載要領</p> <p>1～4 (省 略)</p> <p>5 「源泉分離選択課税」欄には、<u>旧租税特別措置法第8条の5(株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税)</u>の規定による源泉分離選択課税の適用を受けたものについて記載する。</p> <p><u>旧租税特別措置法とは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第8号)」による改正前の租税特別措置法をいう(以下、様式四及び様式六において同様。)</u></p> <p>6 (省 略)</p> <p>7 「非課税分」欄及び「非課税又は免税分」欄には、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)、<u>所得税法第176条(信託財産に係る利子等の課税の特例)第1項若しくは租税特別措置法第9条の4(特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例)</u>の規定により非課税とされたもの又は租税条約に基づき課税の免除を受けたものについて記載する。</p> <p>8・9 (省 略)</p>

改 正 前
<p>様式 三</p> <p style="text-align: center;">配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書合計表 (同 左)</p> <p>記載要領</p> <p>1～4 (同 左)</p> <p>5 「源泉分離選択課税」欄には、<u>租税特別措置法第8条の5(株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税)</u>の規定による源泉分離選択課税の適用を受けたものについて記載する。</p> <p>6 (同 左)</p> <p>7 「非課税分」欄及び「非課税又は免税分」欄には、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託に係る非課税)<u>若しくは所得税法第176条(信託財産に係る利子等の課税の特例)</u>の規定により非課税とされたもの又は租税条約に基づき課税の免除を受けたものについて記載する。</p> <p>8・9 (同 左)</p>

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後
様式 四
国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書合計表 (様式省略)
記載要領
1～3 (省 略)
4 「分離課税分」欄には、 <u>租税特別措置法第8条の3(国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)第1項の規定により分離課税とされたもの</u> について記載する。
5 「源泉分離選択課税分」欄には、 <u>旧租税特別措置法第8条の5(株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税)</u> の規定による源泉分離選択課税の適用を受けたものについて記載する。
6 「非課税分」欄には、 <u>所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)</u> 、 <u>所得税法第176条(信託財産に係る利子等の課税の特例)第1項又は租税特別措置法第9条の4(特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例)</u> の規定により非課税とされたものについて記載する。
7～9 (省 略)

改 正 前
様式 四
国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書合計表 (同 左)
記載要領
1～3 (同 左)
4 「分離課税分」欄には、 <u>租税特別措置法第8条の3(国外で発行された証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)第1項の規定により分離課税とされたもの</u> について記載する。
5 「源泉分離選択課税分」欄には、 <u>租税特別措置法第8条の5(株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税)</u> の規定による源泉分離選択課税の適用を受けたものについて記載する。
6 「非課税分」欄には、 <u>所得税法第11条(公共法人等及び公益信託に係る非課税)</u> の規定により非課税とされたものについて記載する。
7～9 (同 左)

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>様式 六</p> <p>自己の株式の取得等の場合の支払調書合計表 (様式省略)</p> <p>記載要領</p> <p>1～5 (省 略)</p> <p>6 「源泉分離選択課税分」欄には、<u>旧租税特別措置法第8条の5</u>(株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税)の規定による源泉分離選択課税の適用を受けたものについて記載する。</p> <p>7 (省 略)</p> <p>8 「非課税分」欄及び「非課税又は免税分」欄には、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)、<u>所得税法第176条(信託財産に係る利子等の課税の特例)第1項若しくは租税特別措置法第9条の4(特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例)</u>の規定により非課税とされたもの又は租税条約に基づき課税の免除を受けたものについて記載する。</p> <p>9～11 (省 略)</p>	<p>様式 六</p> <p>自己の株式の取得等の場合の支払調書合計表 (同 左)</p> <p>記載要領</p> <p>1～5 (同 左)</p> <p>6 「源泉分離選択課税分」欄には、<u>租税特別措置法第8条の5</u>(株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税)の規定による源泉分離選択課税の適用を受けたものについて記載する。</p> <p>7 (同 左)</p> <p>8 「非課税分」欄及び「非課税又は免税分」欄には、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託に係る非課税)<u>若しくは所得税法第176条(信託財産に係る利子等の課税の特例)</u>の規定により非課税とされたもの又は租税条約に基づき課税の免除を受けたものについて記載する。</p> <p>9～11 (同 左)</p>

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後

様式 七
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 (OCR 帳票)

F E 0 1 0 1

平成15年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
(所得税法施行規則別表5(8)、5(23)、5(24)、5(25)、6(1)及び6(2)関係)

平成 年 月 日提出	住所又は 所在地 (フリガナ) 氏名又は 名称 (フリガナ) 代表者 氏名印	整理番号	電話番号	業種目	<small>この調書について応答 できる者の所属及び氏名</small>
------------	---	------	------	-----	---

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (315)

区分	人	員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
④のうち、源泉徴収税額のない者				

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)

区分	人	員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
④のうち、支払調書を提出するもの				

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (322)

区分	人	員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
④のうち、支払調書を提出するもの				

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)

区分	人	員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
④のうち、支払調書を提出するもの				

④のうち、支払調書を提出するもの

(捺印)

< 電算機による経理処理 >
有(自社・委託)・無

< 電算機の機種 >
大型機・パソコン・その他

(作成税理士
署名捺印
(電話番号))

改 正 前

様式 七
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 (OCR 帳票)

F E 0 1 0 1

平成15年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
(所得税法施行規則別表5(8)、5(23)、5(24)、5(25)、6(1)及び6(2)関係)

平成 年 月 日提出	住所又は 所在地 (フリガナ) 氏名又は 名称 (フリガナ) 代表者 氏名印	整理番号	電話番号	業種目	<small>この調書について応答 できる者の所属及び氏名</small>
------------	---	------	------	-----	---

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (315)

区分	人	員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
④のうち、源泉徴収税額のない者				

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)

区分	人	員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
④のうち、支払調書を提出するもの				

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)

区分	人	員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
④のうち、支払調書を提出するもの				

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)

区分	人	員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
④のうち、支払調書を提出するもの				

④のうち、支払調書を提出するもの

(捺印)

< 電算機による経理処理 >
有(自社・委託)・無

< 電算機の機種 >
大型機・パソコン・その他

(作成税理士
署名捺印
(電話番号))

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>記載要領</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>(6) 「Aのうち、<u>旧所得税法第174条第10号及び第11号に規定する内国法人の報酬、料金又は賞金</u>」欄には、次により記載する。</p> <p>— <u>旧所得税法とは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第8号)」による改正前の所得税法をいう。</u></p> <p>イ 「10号該当」欄には、内国法人に対して平成15年1月から3月末までに支払った(平成15年3月末までに支払うべきもので同年4月1日以降に支払ったものを含む。)旧所得税法第174条第10号に規定する芸能人の役務の提供に関する報酬又は料金の支払金額等を記載する。</p> <p>ロ 「11号該当」欄には、内国法人に対して支払った旧所得税法第174条第11号に規定する馬主が受ける競馬の賞金(金銭で支払われるものに限る。)の支払金額等を記載する。</p> <p>(7) (省 略)</p> <p>5～8 (省 略)</p>	<p>記載要領</p> <p>1～3 (同 左)</p> <p>4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表</p> <p>(1)～(5) (同 左)</p> <p>(6) 「Aのうち、所得税法第174条第10号及び第11号に規定する内国法人の報酬、料金又は賞金」欄には、次により記載する。</p> <p>イ 「10号該当」欄には、内国法人に支払った報酬又は料金の支払金額等を記載する。</p> <p>ロ 「11号該当」欄には、内国法人に支払った馬主が受ける競馬の賞金(金銭で支払われるものに限る。)の支払金額等を記載する。</p> <p>(7) (同 左)</p> <p>5～8 (同 左)</p>

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>様式 八</p> <p>定期積金の給付補てん金等の支払調書合計表 (様式省略)</p> <p>記載要領</p> <p>1～4 (省 略)</p> <p>5 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第 11 条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)の規定により非課税とされた給付補てん金等及び租税条約に基づき課税の免除を受けたものについて記載する。</p> <p>6・7 (省 略)</p>	<p>様式 八</p> <p>定期積金の給付補てん金等の支払調書合計表 (同 左)</p> <p>記載要領</p> <p>1～4 (同 左)</p> <p>5 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第 11 条(公共法人等及び公益信託に係る非課税)の規定により非課税とされた給付補てん金等及び租税条約に基づき課税の免除を受けたものについて記載する。</p> <p>6・7 (同 左)</p>

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>様式 十八</p> <p>非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書合計表 (様式省略)</p> <p>記載要領</p> <p>1～4 (省 略)</p> <p>5 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第 180 条(国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例)第 1 項、<u>所得税法第 214 条(源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得)第 1 項又は租税特別措置法第 42 条の 2(外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例)第 1 項の規定により所得税の徴収をしなかったもの及び租税条約に基づき課税の免除を受けた借入金の利子について記載する。</u></p> <p>6 (省 略)</p>	<p>様式 十八</p> <p>非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書合計表 (同 左)</p> <p>記載要領</p> <p>1～4 (同 左)</p> <p>5 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第 180 条(国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例)第 1 項又は所得税法第 214 条(源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得)第 1 項の規定により所得税の徴収をしなかったもの及び租税条約に基づき課税の免除を受けた借入金の利子について記載する。</p> <p>6 (同 左)</p>

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後
<p>様式 二十三</p> <p style="text-align: center;">株式等の譲渡の対価の支払調書合計表 (様式省略)</p> <p>記載要領</p> <p>1～4 (省 略)</p> <p>5 「株式交換分」欄には、租税特別措置法第 37 条の <u>14</u> (株式交換又は株式移転に係る課税の特例) <u>第 1 項</u>に規定する株式交換等により移転のあったものについて記載する。</p> <p>6～8 (省 略)</p>

改 正 前
<p>様式 二十三</p> <p style="text-align: center;">株式等の譲渡の対価の支払調書合計表 (同 左)</p> <p>記載要領</p> <p>1～4 (同 左)</p> <p>5 「株式交換分」欄には、租税特別措置法第 37 条の <u>12 の 2</u> (株式交換又は株式移転に係る課税の特例) <u>の適用</u>を受けたものについて記載する</p> <p>6～8 (同 左)</p>

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

>

改 正 後									
様式 三十七									
平成 年 月 分 先物取引に関する調書合計表								検 収	整理簿登載
(租税特別措置法施行規則別表第9の2関係)								処理事項	
税務署受付印 平成 年 月 日提出 税務署長 殿	提 出 者	所在地	整理番号						
		フリガナ 名 称	電 話	()					
		フリガナ 代表者 氏名印	この調書 について 応 答 できる者 氏名	所 属	課 係				
区 分		調 書 の 枚 数	調書に記載した取引数	摘 要					
商品先物取引	居住者分	枚	件						
	非居住者分								
有価証券先物取引等	居住者分								
	非居住者分								
合 計	居住者分								
	非居住者分								
計									

(用 紙 日本工業規格 A4)

記載要領

- この合計表は租税特別措置法第41条の14に規定する「先物取引に関する調書」を提出する場合に使用する。
- 「調書の枚数」及び「調書に記載した取引数」欄には、租税特別措置法第41条の14第1項第1号に規定する「商品先物取引」又は同条同項第2号に規定する「有価証券先物取引等」の別に、この合計表とともに提出する調書を「居住者分」と「非居住者分」に区分し、それぞれの提出枚数及び取引数を記載する。
- (省 略)

改 正 前									
様式 三十七									
平成 年 月 分 商品先物取引に関する調書合計表								検 収	整理簿登載
(租税特別措置法施行規則別表第9の2関係)								処理事項	
税務署受付印 平成 年 月 日提出 税務署長 殿	提 出 者	所在地	整理番号						
		フリガナ 名 称	電 話	()					
		フリガナ 代表者 氏名印	この調書 について 応 答 できる者 氏名	所 属	課 係				
区 分		調 書 の 枚 数	調書に記載した取引数	摘 要					
居住者分		枚	件						
非居住者分									
合 計									

(用 紙 日本工業規格 A4)

記載要領

- この合計表は租税特別措置法第41条の14に規定する「商品先物取引に関する調書」を提出する場合に使用する。
- 「調書の枚数」及び「調書に記載した取引数」欄には、この合計表とともに提出する調書「居住者分」と「非居住者分」に区分し、それぞれの枚数に及び取引数を記載する。
- (同 左)

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後										
様式 四十										
平成 年分 特定口座年間取引報告書合計表								処 理 事 項	検 収	整 理 簿 登 載
(租税特別措置法施行規則別表第7(1)関係)										
<div style="text-align: right;"> 税務署長 殿 </div>	提 出 者	所 在 地	整 理 番 号				電 話	()		
	平 成 年 月 日 提 出	フリガナ 名 称	この報告 書につい	所 属	課 係					
	フリガナ 代 表 者 氏 名 印	印	て応答で きる者	氏 名						
報 告 書 を 提 出 す る も の の 合 計										
報 告 人 員	報 告 書 の 枚 数	譲 渡 の 対 価 の 額								
人	枚	円								
(摘 要)										

(用 紙 日本工業規格A4)

記載要領
(削 除)

- 1 「報告人員」欄には、この合計表とともに提出する報告書の人員数を記載する。
- 2 「報告書の枚数」欄には、この合計表とともに提出する報告書の総枚数を記載する。
(例：一人の者に関する報告書を3枚提出する場合には、報告人員は1人、報告書の枚数は3枚と記載する。)
- 3 「譲渡の対価の額」欄には、報告書の「譲渡の対価の額」欄の「合計」欄の合計額を記載する。
- 4 「 」印欄は、提出義務者において記載を要しない。

改 正 前										
様式 四十										
平成 年分 特定口座年間取引報告書合計表								処 理 事 項	検 収	整 理 簿 登 載
(租税特別措置法施行規則別表第7(1)関係)										
<div style="text-align: right;"> 税務署長 殿 </div>	提 出 者	所 在 地	整 理 番 号				電 話	()		
	平 成 年 月 日 提 出	フリガナ 名 称	この報告 書につい	所 属	課 係					
	フリガナ 代 表 者 氏 名 印	印	て応答で きる者	氏 名						
区 分	報 告 人 員	報 告 書 の 枚 数	譲 渡 の 対 価 の 額		源 泉 徴 収 税 額					
源泉徴収の選択有分	人	枚			円					
源泉徴収の選択無分					円					
計					円					
(摘 要)										

(用 紙 日本工業規格A4)

記載要領

- 1 この合計表は、特定口座年間取引報告書を「源泉徴収の選択有分」と「源泉徴収の選択無分」に区分し、それぞれ合計したものにより記載する。
- 2 「報告人員」欄には、この合計表とともに提出する報告書の人員数を記載する。
- 3 「報告書の枚数」欄には、この合計表とともに提出する報告書の総枚数を記載する。
(例：一人の者に関する報告書を3枚提出する場合には、報告人員は1人、報告書の枚数は3枚と記載する。)
- 4 「譲渡の対価の額」欄には、報告書の「譲渡の対価の額」欄の「一般上場分」及び「特定信用分」の「合計」欄と「長期所有上場分」及び「長期所有上場特定分」の「合計」欄の合計額を記載する。
- 5 「 」印欄は、提出義務者において記載を要しない。